

入札公告

公告第 26 号

町有財産を一般競争入札に付すにあたり、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び水巻町普通財産売払要綱（平成 20 年告示第 43 号）第 7 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 5 年 10 月 5 日

水巻町長 美 浦 喜 明

1. 売払う町有財産に関する事項

次の町有土地を現状有姿で売却を行います。

所在	地番	地目	公簿面積	地積測量図面積 (売却面積)	最低入札価格	利用制限
水巻町 古賀二丁目	1111 番 1	雑種地	1,077 m ²	1,077.58 m ²	34,200,000 円	戸建て 住宅用地

2. 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札の日時

令和 5 年 11 月 28 日（火）午前 10 時から

※詳細な時間は、入札参加承認書とともに後日通知します。

(2) 入札の場所

水巻町頃末北一丁目 1 番 1 号 水巻町役場 2 階 201 会議室

(3) 開札 即時

3. 入札参加申込受付の日時及び場所

(1) 申込受付日時

令和 5 年 10 月 6 日（金）から 令和 5 年 11 月 6 日（月）まで

午前 9 時から午後 5 時 15 分まで ※土曜日、日曜日、祝日を除く

(2) 申込受付場所

水巻町頃末北一丁目 1 番 1 号 水巻町役場 2 階 財政課 管財係（21 番窓口）

4. 入札参加資格に関する事項

入札の参加申込は、個人、法人を問わず、次に掲げる事項に該当しなければ、どなたでもできます。

【申込みできない方】

- (1) 未成年者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 市区町村に納入すべき税（国民健康保険料を含む）を滞納している者
- (4) 公有財産の事務に従事する職員
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者
- (6) 前号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体又は当該団体の役職員若しくは構成員
- (8) その他町長が不相当と認めた者
- (9) 前各号のいずれかに該当する者の代理人又は委託等を受けた者

5. 入札参加申込みに関する事項

入札参加申込に必要な書類は、下記の書類とします。なお、普通財産買受申込書は、水巻町公式ホームページに掲載するので、ダウンロードして使用すること。ただし、ダウンロードできない場合は、管財係窓口での書類の入手（コピー料相当実費負担。）とします。

《水巻町公式ホームページアドレス》 <https://www.town.mizumaki.lg.jp/>

《個人及び法人共通書類》

- 普通財産買受申込書（所定の様式）

《個人の場合の添付書類》

- 住民票（世帯全員分の続柄の表示があるもの）
- 市区町村に納入すべき税（国民健康保険料を含む）の未納のない証明書
- 身分証明書（「破産の通知を受けていない」ことの証明書。本籍地で取得。）

《法人の場合の添付書類》

- 登記簿謄本（現在事項全部証明書）
- 本社又は本店が設置されている市区町村の税の未納のない証明書

※ 2人以上の者が物件を共有しようとする場合は、当該2人以上の者全員の連名かつ全員の必要書類を揃えてから申込みをしなければなりません。この場合においては、あらかじめ代表者を定めて申込みを行ってください。

※ 申込みを郵送にて行う場合は、特定記録、簡易書留、一般書留のいずれかによる方法とし、受付期間内に必着したものに限りします。

※ 申込み後、入札参加資格を審査のうえ、適当と認めるときは、入札参加承認書を交付します。
入札参加承認書がないと入札会場に入れません。

6. その他入札に必要な事項

(1) 入札保証金

入札保証金については免除とします。

(2) 落札者の決定

最低入札価格以上で最高価格の入札を行った者とします。

(3) 入札時の失格、無効

1. 入札時の失格

入札をしようとする者が次のいずれかに該当するときは、その者を失格とし、入札ができないものとします。

(ア) 入札開始時刻に現れないとき

(イ) 法令に違反したとき

(ウ) 入札者の代理人が入札行為に係る委任状を持たないとき

(エ) 入札会場において入札執行者の指示に従わないとき

(オ) 町が交付した該当物件の入札参加承認書の提示がないとき

2. 入札の無効

入札者の入札が次の各号の一に該当する場合は、その入札を無効とします。

(ア) 入札者の資格がない者の行った入札

(イ) 法令又は入札に関する条件に違反したとき

(ウ) 代理人であらかじめ委任状を提出しなかった者の行った入札

(エ) 同一物件に対し他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理を行った者の入札

(オ) 同一物件に対して1回の入札において2通以上の入札を行った者の入札

(カ) 入札書に金額及び記名押印がない入札

(キ) 入札書に記載された金額を訂正し、又は記載事項について判読できない入札

(ク) 入札書に記載された入札金額が最低入札価格に満たない入札

(ケ) 入札に関して不正な行為があったと町長が認めた者の入札

7. 随意契約

入札参加者が1名の場合は入札を不調とし、水巻町普通財産売払要綱第23条第1項第5号に基づき入札参加者と随意契約を行います。

8. 売買、契約条件等

(1) 落札者とは、落札決定後14日以内に売買契約を締結します。その際、契約金額の100

分の 10 以上に相当する金額の契約保証金が必要です。

- (2) 売買代金は契約締結後 30 日以内に一括納付するものとし、契約保証金は売買代金全額納付後に返還を行います。また、契約保証金を売買代金の一部として充当することもできます。契約保証金には利子つきません。なお、特別な理由がなく、期限内に売買代金を納入しない場合は、契約を解除し、契約保証金は町に帰属します。
- (3) 売払い物件は、現状有姿にて引き渡します。
- (4) 買受した土地は、戸建て住宅用地として利用してください。太陽光発電施設や資材置き場等の住居以外の用途に利用することはできません。なお、町と小規模開発にかかる協議及び申請を必ず行うこととし、水巻町宅地開発指導要綱（昭和 56 年告示第 35 号）の規定を順守してください。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する施設等周辺住民に著しく不安を与える施設としての使用は認めません。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業としての使用は認めません。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 5 条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の使用は認めません。
- (8) 上記（4）～（7）について、第三者へ売買等を行う場合は、売買等の相手先に承継させなければなりません。

9. その他

- (1) 水巻町普通財産売払要綱及び水巻町有財産一般競争入札参加説明書を確認の上、記載されている事項を順守してください。
- (2) 所有権の移転
 - (ア) 所有権移転登記は売買代金が完納された後、町が嘱託登記を行います。
 - (イ) 所有権移転登記に要する登録免許税及び本件土地売買にかかる費用は落札者の負担になります。
- (3) 水巻町普通財産売払要綱及び水巻町有財産一般競争入札参加説明書を確認の上、記載されている事項を順守してください。